

赤人の「伊予の温泉に至りて作る歌」考

岡本幸代

はじめに

『万葉集』巻三に収録されている「山部宿禰赤人が伊予の温泉に至りて作る歌一首併せて短歌」（以後「伊予の温泉の歌」と記す）には、¹⁾赤人の歌の多くがそうであるように、作歌の年次と状況の記載が全く存在しない。

赤人の作歌期間が、養老年間の末から天平の初期であると考えられるならば、『続日本紀』にはその期間中、伊予国行幸が行われたという記録はない。²⁾『続日本紀』に全ての行幸が書き留められているわけではなく、『万葉集』に記載された行幸が、『続日本紀』に認められない場合もある。しかし、『続日本紀』に残っておらず、歌の題詞や左注に記されていない以上、「伊予の温泉の歌」を行幸従駕歌とすることはできない。しかし、この歌が、

国ほめや君ほめの形で詠まれ、行幸歌に似た表現形態であることは、多くの研究者が一致して認めるところである。赤人は、なぜこのような表現を用いて「伊予の温泉の歌」を詠んだのだろうか。この歌に込められた赤人の作歌意図を探ることが、本稿の目的である。

山部宿禰赤人が伊予の温泉に至りて作る歌一首
併せて短歌

天皇の^{すまみ}神の命の 敷きいます 国のことごと 湯はし
も さはにあれども 鳥山の 宜しき国と こころしかも
伊予の高嶺の 射狭庭の 岡に立たして 歌思ひ 辞思
ほしし み湯の上の 木群を見れば 臣の木も 生ひ継

ぎにけり 鳴く鳥の 声も変はらず 遠き代に 神さび
行かむ 行幸処 (3・三二二)

反歌

ももしきの 大宮人の 熟田津に 船乗りしけむ 年の
知らなく (3・三二三)

一

「伊予の温泉の歌」で、従来問題視されているのが、「こごしかも 伊予の高嶺の 射狭庭の岡」の所在についてである。「新編日本古典文学全集 万葉集」(以後「全集」)は注で「伊予の高嶺の射狭庭の岡―射狭庭の岡は標高七〇メートルばかりの小丘であるのに「伊予の高嶺」という修飾語を冠することについて疑問がもたれているが、伊予の高嶺の名にふさわしい石鎚山脈・高縄山塊の末端に、このイザニハの岡が位置しているところか

らいったとする説にしばらく従っておく。」と述べているが、この部分の表現について考えてみたい。

吉田金彦氏は、「伊予の高嶺」という語句の前後の構文や、地理的・自然的実感から「伊予の高嶺」は石鎚山を指すと解している(「赤人の伊予温泉歌の解釈」『国語国文』Vol 38 一九六九年)。また、「赤人は、この歌を聖徳太子の³⁾道後温泉碑文に基づいて発想、構成した」とも述べている。奥村恒也氏は、伊予国内に古くからある巨石信仰に注目し、「石鎚山と比較的近距離にある道後周辺の山々は、石鎚山そのものではないが、石鎚山と同じものと考えられたのではないか」として、「赤人は道後周辺の山々を見ていたのであるが、同時に石鎚山の神をみているのである。又、そうすると射狭庭の岡も石鎚山の一部分となるのである。」と考察する(「こごしかも伊予の高嶺」『国語国文』Vol 49 一九八〇年)。広岡義隆氏は、「上代では連嶺中の孤峰を呼称する例はまずなくて総称するのが常である。」として、「高嶺」は石鎚山をさすものの、その山脈だけでなく、射狭庭近くまで伸びる山裾まで含めた観念的呼称としての表現と見る

のがよい」と述べる（「伊予の温泉の歌」『セミナー万葉の歌人と作品第七巻』二〇〇一年）。吉田氏や奥村氏は「伊予の高嶺」という歌語を、地理的事実を詠んでいると解釈しているが、広岡氏は「観念的呼称としての表現」と考察する。坂本信幸氏は「伊予の高嶺の射狭庭の岡―山部赤人の伊予の温泉の歌」（『美夫君志』第四七号一九九三年）でこれまでの説をまとめて紹介しているが、奥村氏の見解に対し「赤人の歌句中、また万葉集全歌句中において、石鎚山の神と関わる表現は全く見えない。」と反論している。また「赤人歌全体の表現から見てもAの山をBの山と同じものと考えたり、Aの山を見て、Bの山の神を見るような特殊な表現は例を見ない。」と疑問を呈し、この歌が「天皇讚美の歌であることから考えても石鎚山の神をそこに見る必然のあるはずもなく、納得しがたい。」と述べる。赤人の歌中に「山の神」の存在を直接的に叙述したものはなく、坂本氏が指摘するように、奥村氏の解釈は納得しがたい。また坂本氏は、吉田金彦氏が、「伊与国風土記逸文」に記載された聖徳太子の湯岡碑文と関連付けて解釈していることを評価す

る。坂本氏が論じるように、吉田氏は赤人の「伊与の温泉の歌」がその一首全体の発想と構成において、聖徳太子の道後温泉の碑文に基づくものと考えている。そして、赤人は聖徳太子の碑文を本歌取りの如くに依拠し、碑文の文辞を巧妙に暗示させていると述べる。そこで「伊予の温泉の歌」を碑文の順序に翻案しようとして、本来は「こしかも 伊予の高嶺の 鳥山のよろしき国と」とあるべき所を、順序が逆になったとのだ解釈する。この考察に対し坂本氏は、「赤人が碑文の順序に歌おうとすれば、語法として『鳥山の宜しき国の こしかも伊予の高嶺と』と歌うはずであり、前後の句を同格として並べさせる『…であって、そして…である』の意を表す『の』は、前後の句の間に位置してこそ、その機能をもつわけであって、碑文の順序にしたがために『…と、…の』となつて、しかも同格として並んでいるなどとは到底考えがたい。」と反論する。その上で坂本氏は、赤人が「伊与国風土記」を熟知していて、聖徳太子碑文と「風土記」の両方を基にして「伊予の温泉の歌」を詠んだと考える。さらに坂本氏は、「宮廷歌人としての赤

人の立場と、この「伊予の温泉の歌」が長歌形式であることを考えれば、宮廷で人々に披露されたに違いない」とし、「赤人は伊予国に対する限られた知識しか持たない都人に理解される限りの伊予国を詠うべきであった」ため、「伊予国風土記」の内容をもとに詠作したのであろうと述べている。広岡義隆氏も坂本氏の考察を支持し、「伊予国風土記」の記事に基づいて詠作されたと見るのがよいとする。(前出「伊予の温泉の歌」)。

赤人が、どのような場で「伊予の温泉の歌」を成したのか不明だが、歌人としての赤人の立場を考えると、宮廷、あるいは宴席などの官人たちの集まる場で詠まれたことは間違いないだろう。そうであるならば、「伊予の高嶺の射狭庭の岡」という歌語は、地理的状况を表現するためだけでなく、伊予国の概略的な有様を知らせるために使用されたものと考えてよいのではないだろうか。赤人は、これまでに何度か行幸のあった伊予の温泉とその周辺の土地を讚美し、都の官人等に伊予国の歴史や様子を知らせるために、「伊予の温泉の歌」を成したと考える坂本氏の解釈は首肯できるものであろう。本稿では、

「伊予の高嶺の 射狭庭の岡」という表現は、伊予国の歴史的記憶と情景を叙するためのもので、地理的正確さを表現するものではないと考えるが、その考察を裏付けるため、さらに異なった点からも検討を加えてみたい。

まず、「伊予の温泉の歌」における「山」のもつ意味と地理的な表現を考えてみたい。そこで「伊予の温泉の歌」と同じように国土讚美的表現のある赤人歌について検討する。赤人の叙景的表現のある短歌(長歌の反歌を除く)で、土地ほめの意味を第一義として詠んでいる作品はないと考えるので、長歌十三首について検討した。十三首中、国ほめの表現を持ち、土地の名称が詠み込まれている歌は九首ある。(3・三二七)・(3・三三四)・(6・九一七)・(6・九二三)・(6・九二六)・(6・九三三)・(6・九三八)・(6・一〇〇五)、そしてこの「伊予の温泉の歌」である。この中に眼前の景の叙述において、地理的な位置関係を正確に表現したと考えられるものがあるだろうか。3・三二七の「山部宿禰赤人望富士歌一首」は作歌年代の記載がないが、巻三が概ね年代順の配列をとっているので、神亀年間かそれに近い頃の作であろうと考え

られている（坂本信幸「赤人の富士の山の歌」『セミナー
万葉の歌人と作品 第七巻』二〇〇一年）。この歌は三
段からなり、第一段「天地の 分かれし時ゆ 神さび
て 高く貫き 駿河なる 富士の高嶺を 天の原 振り
放け見れば」で富士の高嶺がどのような山で、何処に存
在する山であるかを述べている。しかし、駿河にある高
くて貫き富士山というだけで、それ以外の地理的な説明
はない。また、「神さびて」とは表現されているが、「富
士山の神」の存在そのものを歌っているわけではない。
3・三三四「神岳に登りて、山部宿禰赤人が作る歌」でも、
同じように作歌年代および作歌事情は記されていない。
「三諸の 神奈備山に 五百枝さし」と歌うだけで、「み
もろの神奈備山」の位置は確定できるものではないと考
えられる。また、「神奈備山」とは神の鎮座する山であ
るが、その山に登って作歌したという事だけで、「山の神」
について触れるところはない。次に、行幸従駕時の作品
について見ていく。

5) 6・九一七「神亀元年甲子の冬十月五日、紀伊国に
幸せる時に、山部宿禰赤人が作る歌一首」は行幸従駕歌

であるため、その作歌年代および事情は題詞から明白で
ある。しかし雑賀野と沖つ島、玉津島の位置的関係は、
「やすみしし わご大君の 常宮と 仕へ奉れる 雑賀
野ゆ そがひに見ゆる 沖つ島：然そ貫き 玉津島
山」と詠まれてはいるが、雑賀野から見える沖つ島や玉
津島の位置関係が正確に表現されているとは言い難い
のではないだろうか。6・九二〇「神亀二年乙丑の夏五月、
吉野の離宮に幸せる時に、笠朝臣金村が作る歌」のあと
に並べて掲げられた九二三〜九二七「山部宿禰赤人が作
る歌二首」、6・一〇〇五「八年丙子の夏六月、吉野の離
宮に幸せる時に、山部宿禰赤人が詔に応へて作る歌一
首」は、すべて吉野離宮で作歌された行幸従駕歌である。
九二三「やすみしし わご大君の 高知らす 吉野の宮
は たたなづく 青垣隠り」と詠まれ、九二六「やすみ
しし わご大君は み吉野の秋津の小野の」、一〇〇五
「やすみしし 我が大君の 見したまふ 吉野の宮は
山高み」とあるだけで、他の地理的な説明はない。吉野
宮は、赤人の周囲の官人等に改めて地理的な位置を説明
する必要のない場所であったと言えるのではないだろう

か。6・九二八「冬十月、難波宮に幸せる時に、笠朝臣金村が作る歌一首」と共に並ぶ九三三「山部宿禰赤人が作る歌一首」にうたわれる難波宮も、吉野宮と同じように、「天地の 遠きがごとく 日月の 長きがごとく おしける 難波の宮に」という歴史的な時間経過と宮の名称だけの叙述となつている。官人たちにとって、難波宮は吉野宮と同じくらい馴染み深い土地であつたのではないか考へる。そのため地理的な説明は必要なかつたのだらう。6・九三五「三年丙寅の秋九月十五日に、播磨国の印南野に幸せる時に、笠朝臣金村がつくる歌一首」と並ぶ九三八「山部宿禰赤人が作る歌一首」では、「やすみしし 我が大君の 神ながら 高知らせる 印南野の 大海の原の あらたへの 藤井の浦に」と歌われているが、地理的な位置関係が詳しく詠まれているとは言えないだらう。

ここにあげた行幸従駕の長歌六首のうち五首が「わび大君」で歌い始められ、天皇讚美の形式に則っているが、そのような歌においても地理的位置関係が正確に記述されているとはいえない。とするならば、行幸歌ではない

「伊予の温泉の歌」では、尚更に地理的正確さを求める必要はないのではないだらうか。現在、目にするものことができる⁶⁾「伊予国風土記」は逸文だけであり、朝廷に献じられたものがどのような内容であつたのか詳細に知ることはできない。したがって坂本氏や広岡氏の「赤人の『伊予の温泉の歌』は『風土記』の記事を基にして作られた」という考察は大変興味深いものであるが、明確に判断することはできないだらう。しかし、赤人は伊予国を讚美し、都人に伊予国の状況を理解しやすくするために、伊予の最高峰であり伊予を代表する山であつた石鎚山を、「伊予の高嶺の」と表現したと考へてよいのではないだらうか。さらに、この「伊予の温泉の歌」は聖武天皇につながる皇統を讚美する意図も含んでいると考へられるが、次章からその点について検討していきたい。

二

ここからは、「伊予の温泉の歌」の初句「^{すめらみ}天皇の」について考へていきたい。赤人の天皇讚美的作品において

用いられる語句は、一章で見たように、「やすみししわご大君」という表現が最も多く「天皇の 神の命の」という表現は「伊予の温泉の歌」だけである。この点について坂本氏は、「皇祖の 神の命の 敷きいます」という歌い出しは赤人作品中唯一であり、歴代の天皇を意味する句で始めたのは、伊予の温泉を歴代の天皇の行幸の事実によって讚美する表現意図をもっていたからこそに違いない」と述べている。「天皇の」という語句だけについて論じているわけではないが、高松寿夫氏は「道後温泉付近での、度重なる行幸の故事を踏まえつつ、その地が古くから王権と所縁が深いことを主張している。」と考察する（「山部赤人の方法と時代状況」『国文学研究』136 二〇〇二年）。広岡義隆氏は、この長歌が三段構造となっており、「皇祖神の」から始まる第一段は説話伝承上の悠久の過去から近時の過去までを説き起こす」とする（前出「伊与の温泉の歌」）。また、鈴木崇大氏は、「赤人は巻六に収められている行幸従駕歌群では、「やすみしし 我ご大君」と歌い出して聖武天皇を表しているが、「天皇の 神の命」という言葉を用いた当該

歌では、聖武ではない過去の天皇を指していると見るべきであろう」（『歌』を「思」ということ）『上代文学』115 二〇一五年）と述べている。本稿でも同様に、「天皇の 神の命」は「聖武天皇へと継続してきた代々の天皇」を詠っていると考えているが、第一句、「天皇の」について『万葉集』中の歌から確認しておきたい。

「すめろきの」という語句のある『万葉集』の歌は、人麻呂の「近江荒都歌」（1・219）、「日並皇子の挽歌」（2・167）、笠金村の「志貴皇子の挽歌」（2・230）など二十首存在する。その中から、まず、柿本人麻呂の「日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首併せて短歌」（2・167）を掲げる。日並皇子とは、天武天皇と持統天皇の皇太子であった草壁皇子のこととで、天武崩御の三年後、持統天皇三年（689）に二十八歳で没している。『新日本古典文学大系 万葉集』（以後『新大系』）は、この一六七番歌の注で、「草壁皇子の即位を切望していた母持統にとって、皇子の死は大きな衝撃であった。葬送の地は真弓の岡、そこに殯宮が営まれた。」と説明している。

日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首併せて短歌

天地の 始めの時の ひさかたの 天の河原に 八百万
千万神の 神集ひ 集ひいまして 神はかり はかり
し時に 天照らす 日女の尊(一に云ふ、「さしあがる
日女の尊」) 天をば 知らしめすと 葦原の 瑞穂の国
を 天地の 寄り合ひの極み 知らしめす 神の尊と
天雲の 八重かき分けて(一に云ふ、「天雲の 八重雲
分けて」) 神下し いませまつりし 高照らす 日の皇
子は 飛ぶ鳥の 清御原の宮に 神ながら 太敷きまし
て 天皇の 敷きます国と 天の原 石門を開き 神上
り 上りいましぬ(一に云ふ、「神登り いましにしか
ば」) 我が大君 皇子の尊の 天の下 しらしめしせば
春花の 貴からむと 望月の たたはしけむと 天の下
(二に云ふ、「食す国」) 四方の人の 大船の 思ひ頼み
て 天つ水 仰ぎて待つに いかさまに 思ほしめせか
つれもなき 真弓の岡に 宮柱 太敷いきまし みあら
かを 高知りまして 朝言に 御言問はず 日月の

まねくなりぬれ こそ故に 皇子の宮人 行くへ知らず
も(一に云ふ、「さす竹の 皇子の宮人 行くへ知らに
す」)
(2・一六七)

反歌二首

ひさかたの 天見ることく 仰ぎ見し 皇子の御門の
荒れまく惜しも
(2・一六八)

あかねさす 日は照らせれど ぬばたまの 夜渡る月の
隠らく惜しも(或本は、件の歌を以て後の皇子尊の殯宮
の時の歌の反とせり)
(2・一六九)

この長歌の第一段では、「天地の初めの時」から「神
上がり上がりいましぬ」まで、天武天皇へと連なる歴史
的状况を述べる。そして、第二段で「我が大君 皇子の
尊の 天の下」と日並皇子子に關して叙述していく。「全集」
は、「天皇の」の箇所を「この国は 代々の天皇が お
治めになる国だとして」と現代語訳しており、「新大系」

などの他の注釈書でも同じように解釈している。すなわち、この一六七番歌にある「天皇の」は、過去から続いてきた歴代の皇統を、「我が大君」は、今は亡くなられた日並皇子尊を表していると考えられる。このような麻呂の歴史的叙述と比較して、「天皇の 神の命の 敷きいます」という三語だけで継続する時間を詠んだ赤人の表現は、非常に簡略化されているといえる。

次に、赤人と同時代に活躍したとされる「宮廷歌人」笠金村の歌を掲げる。

靈龜元年、歳次乙卯の秋九月に、志貴親王の薨
ずる時に作る歌一首并短歌

梓弓 手に取り持ちて ますらをの さつ矢手挟み 立
ち向かふ 高円山に 春野焼く 野火と見るまで 燃ゆ
る火を 何かと問へば 玉鉾の 道来る人の 泣く涙
小雨に降れば 白たへの 衣ひづちて 立ち留まり 我
に語らく なにしかも もとなどぶらふ 聞けば 音の

みし泣かゆ 語れば 心そ痛き 天皇の 神の皇子の
出でましの 手火の光そ そこば照りたる (2・二三〇)

短歌二首

高円の 野辺の秋萩 いたづらに 咲きか散るらむ 見
る人なしに (2・二三一)

三笠山 野辺行く道は こきたくも 繁く荒れたるか
久にあらなくに (2・二三二)

右の歌は、笠朝臣金村が歌集に出でたり。

この歌の「天皇の」は、「神の皇子の」に係り、志貴皇子の父(天智天皇)、あるいは皇子に続く皇統を指していると考えてよいだろう。

次に「右の二十一首、田辺福麻呂が歌集の中に出でたり。」という左注のある歌から、「奈良の故郷を悲しびて作る歌」(6・一〇四七)を掲げる。

奈良の故郷を悲しびて作る歌一首併せて短歌

やすみしし 我が大君の 高敷かす 大和の国は 天皇^{すめらみ}
の 神の御代より 敷きませる 国にしあれば 生
れまさむ 御子の継ぎ継ぎ 天の下 知らしまさむと
八百万 千年を かねて 定めけむ 奈良の都は かぎ
ろひの 春にしなれば 春日山 三笠の野辺に 桜花
木の暗隠り かほ鳥は 間なくしば鳴く 露霜の 秋さ
り来れば 生駒山 飛火が岡に 萩の枝を しがらみ散
らし さ雄鹿は 妻呼びとよむ 山見れば 山も見が欲
し 里見れば 里も住み良し もののふの 八十伴の男
の うちはへて 思へりしくは 天地の 寄り合ひの極
み 万代に 栄え行かむと 思へりし 大宮すらを 頼
めりし 奈良の都を 新た代の 事にしあれば 大君の
引きのまにまに 春花の うつろひ変はり 群鳥の 朝
立ち行けば さす竹の 大宮人の 踏み平し 通ひし道
は 馬も行かず 人も行かねば 荒れにけるかも

(6・10四七)

反歌二首

立ち変はり 古き都と なりぬれば 道の柴草 長く生
ひにけり (6・10四八)

なづきにし 奈良の都の 荒れ行けば 出で立つごとに
嘆きし増さる (6・10四九)

一〇四七の長歌では、「我が大君」と「天皇^{すめらみ}の 神の御代より」の二つの語句が使われているので、違いを比較することができるといえる。「全集」が「我が大君の君臨される大和の国は、神武の帝の御世以来、都してこられた国である」と現代語訳しているように、「我が大君」は、「天皇^{すめらみ}の神の御代より」続いている「大和の国を 高敷かす」現在の統治者(天皇)であることが明らかであるだろう。

この他の歌にある「すめろきの」という語句の表現するものを検討してみても、他の歌と異なった意味を持つものは見当たらない。したがって「伊予の温泉の歌」の

第一句から第三句、「天皇の 神の命の 敷きいます」が歴史的時間の経過、言い換えれば代々続いてきた皇統を表現した歌句であることに異論はないと考える。

「伊予の温泉の歌」の表現と比較するために、赤人の他の作品のなかに歴史的な表現のある歌を探してみると長歌・短歌あわせて六首あるが、「伊予の温泉の歌」と比較するため長歌に限って検討する。「山部宿禰赤人が富士の山を望む歌」(3・317)、「神岳に登りて、山部宿禰赤人が作る歌一首」(3・324)、「神亀元年甲子冬十月五日、紀伊国に幸しし時に、山部宿禰赤人が作る歌」(6・917)、「冬十月、難波宮に幸せる時に、笠朝臣金村が作る一首併せて短歌」という歌の後ろに置かれた「山部宿禰赤人が作る歌」(6・933)である。そのほかに、「勝鹿の真間の娘子が墓に過る時に、山部宿禰赤人が作る歌」(3・432)があるが、これは伝説に基づく歌であり、時間経過を表す語句が使われるのは当然であろう。したがって行幸歌など同一に取り扱うことはできないので省略する。「富士山の歌」では「天地の 分かれし時ゆ」、「神岳に登る歌」では「…つがの

木の いや継ぎ継ぎに ……旧き都は」「紀伊国行幸歌」では、「神代より 然そ貴き」、難波行幸従駕歌では「天地の 遠きがごとく 日月の長きがごとく」など、短い叙述で経過した時間を表現している。柿本人麻呂の前掲「日並皇子の挽歌」や「高市親王の挽歌」などは、天地創世の頃から詠い出され、皇統が讚美されて詠作対象の皇子や皇女などに至るが、それらと比較して、赤人の歴史的叙述は、「伊予の温泉の歌」も含め長歌五首全ての作品において、非常に短縮されているといえるだろう。

このように「伊予の温泉の歌」において、「我が大君」ではなく「すめろき」という語句を使用したのは、赤人がこの歌によって聖武天皇につながる歴史的経緯を表現することを意図したためだったのではないだろうか。すなわち、聖武へつながる代々の天皇を表す言葉が「すめろき」であったと考えられる。赤人は、人麻呂と比較して短縮された表現のなかに、過去から未来に継承される皇統を表現しようとした、と言ってよいだろう。このように見えてくると、前章で述べたように「伊予の温泉の歌」が詠まれた意図の一つとして、聖武天皇へと続

く皇統を歌うということがあつたと言えるのではないだろうか。

三

第二章での考察をさらに検討するために、「伊予の温泉の歌」に詠まれた、すなわち詠作対象となつた天皇がどの天皇であるかを考えてみたい。それを明確にするために考えなければならぬのは、「岡に立たして 歌思ひ 辞思ほしし」という語句の主語となる人物が誰かということであろう。

「岡に立たして 歌思ひ 辞思ほしし」という歌句について考察する上で、この歌の構成の基となつてゐる可能性の高い『伊予国風土記』と、これらの歌句それぞれとの関係について考えていきたい。

「伊予国風土記逸文」の「伊社迹波の岡」条に、伊予の温泉に行幸した天皇について五度と記されている。長くなるが、「伊予国風土記逸文」の「湯の郡 伊社迹波の岡」の項（一部分）を記してみる。

天皇たち、湯に幸行し降り坐ししこと五度なり。大帯日子の天皇（景行）と大后なる八坂入姫の命との二軀を以て一度となす①。帯中日子の天皇（仲哀）と大后（神功皇后）なる息長帯姫の命との二軀を以て一度となす②。上宮の聖徳の皇子（聖徳太子）を以て一度とし、また侍なる高麗の恵慈僧と葛城の臣たちなり③。時に湯の岡の側に、碑文を立てたまふ。それ、碑文を立てたまひし処を伊社迹波の岡と謂ふ。伊社迹波と名くる由は、当土の諸人等その碑文を見むと欲ひて伊社那比来れり。因りて伊社尔波と謂ふ、本なり。碑文に記して云ふ。（碑文省略）岡本の天皇（舒明）と皇后（後の皇極・斉明）との二軀を以て一度となす④。時に大殿戸に樁と臣の木とあり。その木に鶴と比米との鳥、集き止まれり。天皇、この鳥が為に枝に稲穂どもを繋けて養ひ賜ふ。後の岡本の天皇（斉明）と近江の天津の宮に御宇ひし天皇（後の天智）、また浄御原の宮に御宇ひし天皇（後の天武）の三軀を以て一度となす⑤。こを幸行五度と謂ふ。（それぞれ行幸の行われた順番を①、②のように、○で囲んだ

数字で示した。広岡氏の分類による。また（仲哀）などの天皇名は稿者）

二の木【断片】

（詞「是の時、宮の前に二の樹木在り」と云々。伊予の国の風土記に云ふ）

二の木とは、一は榎の木、一は臣の木と云へり。

（臣の木、尋ぬべし）

「伊予の温泉の歌」に歌われている天皇は、「伊予国風土記逸文」にある天皇（上古の代々の天皇という説を除き）の中の誰かであると考えて、大きな径庭はないだろう。そのうちの一度の行幸、あるいは一人の天皇だけを詠作対象と考えてよいのだろうか。これまでさまざまに説が出されているが、広岡義隆氏の『伊予の温泉の歌』（前出）に、これまでの研究成果が解かりやすくまとめられている。その論文の中で、広岡氏は、「この作品の

孕む問題の多くが、「岡に立たして 歌思ひ 辞思ほしし」の三句に存在する。」と述べている。「歌思ひ 辞思ほしし」という語句は『万葉集』の他の歌には見られない特異な表現であり、「岡に立たして」という敬語表現と共に、赤人の作歌意図を考える上で、広岡氏の指摘は重要であると思う。

最初に考えなくてはならない問題は、「岡に立たして」の主語と「歌思ひ」の主語、「辞思ほしし」の主語を同じと考えてよいかどうかである。広岡氏の論文によれば、「歌思ひ」の主語と「辞思ほしし」の主語は多くの解釈で一致しているという。また、「歌思ひ」「辞思ほしし」の主語と「岡に立たして」の主語は一致しており、それは文章論理の必然であるという。確かに文章の構造上、三つの語句の主語は同一でなければ文章が成立せず、歌を理解することができにくくなり、広岡氏の論の通りであろう。「岡に立たして」、「歌思ひ」「辞思ほしし」の主語は同一人物であると考えてよいと思われる。

次に「歌思ひ 辞思ふ」という表現が、何を表しているかであるが、前述したようにこれらの歌句は『万葉集』

他の歌には見ることができないものである。そのため、『万葉集』中の歌の左注や『風土記』から考察を加えた注釈書や論文がほとんどである。『全集』は三二二番の注において、「斉明天皇の七年（六六一）天皇が夫君舒明天皇とこの地に遊んだ往時を偲び歌を作った（八左注）ことをいうか。この「辞」は「歌」に同じ。」と解説している。『新大系』も、「この歌の作者赤人が「歌思ひ辞思ほしし」と回顧追想した行幸は、斉明天皇七年のそれであろうか。舒明天皇九年（六三七）、後の斉明天皇は夫君舒明天皇とともにこの地に遊んだ。その時のことを回想して、斉明天皇は「歌詠を製りて哀傷」したと伝えられる（八左注所引「類聚歌林」）。としている。さらに『新潮日本古典集成 万葉集』（以後「集成」）も同様に八番歌の左注を引いて解説する。「歌思ひ 辞思ほしし」という語句が、この長歌以外『万葉集』の歌中に見出せない以上、本稿でも『万葉集』の左注や『風土記』などの他資料から検討するしかないと考ええる。

「歌思ひ 辞思ほしし」について考察する前に、この表現と関連があると考えられる「臣の木も生ひ継ぎにけ

り 鳴く鳥の 声も変はらず」という歌句の「臣の木」と「鳴く鳥」について検討しておく必要があるだろう。『全集』はこの長歌の注で、「臣の木―未詳。逸文「伊与国風土記」に、舒明天皇行幸の際、飯宮の前の樅・臣の本の木に集まった鳥に稲穂をついばませた、とある。その時から百年近く経ており、その間に臣の木も代が替り、新しい木が生えたのだらう。」という。『新大系』は、「昔に変わらぬ「鳴く鳥」と「臣の木」も、伊与国風土記に伝えるところ。」と注記している。『集成』も同様に「伊与国風土記逸文」を引いて解説している。赤人の「伊与の温泉の歌」に詠まれた「臣の木」が、先に揚げた「伊与国風土記逸文」の舒明天皇の行幸時の逸話にみえることは、各注釈書の述べる通りである。また、枝に稲穂を掛けて鶴と比米の二鳥を養ったという記事に「鳴き声」はでていないが、鳥が出てくる。さらに「伊与国風土記逸文」に記載されている第四回の舒明天皇の行幸に関連する可能性のある左注が『万葉集』に記されている。巻一の一五・六番歌、「讃岐国の安益郡に幸せる時に、軍王、山を見て作る歌」という題詞に導かれ、長歌と反歌一首

からなる歌の左注である。歌の内容は旅の寂しさを詠い、家の妻を偲ぶ内容であるが、左注と歌の趣意との関連性は大きくないので、左注のみを示す。

右、日本書紀に檢すに、讃岐国に幸ししことなし。また軍王も未詳なり。ただし、山上憶良大夫の類聚歌林に曰く、「記に曰く『天皇の十一年己亥の冬十二月、己巳の朔の壬午に、伊予の温湯の宮に幸す云々』といふ。一書に『この時に、宮の前に二つの樹木あり。この二つの樹に、斑鳩と比米との二つの鳥大きく集けり。時に勅して、多く稲穂を掛けてこれに養はしめたまふ。仍りて作る云々』といふ」といふ。けだし、ここより便ち幸せるか。

類聚歌林の「記に曰く」について「全集」は「記に曰く」の「記」は「日本書紀」のこと」とし、「舒明天皇の十一年十二月十四日に伊予の温泉の離宮に行幸された」と現代語訳している。確かに「日本書紀」には、舒明天皇の十一年に「十二月己巳の朔にして壬午に、伊予温湯宮に幸す。」との記載があるが、斑鳩と比米の二

つの鳥の話は載せていない。

赤人の「伊予の温泉の歌」が、赤人の他の歌では一度も使用していない「天皇の 神の命」という語句で詠い出されることを考えるならば、赤人は、この歌で聖武天皇へと続いてきた代々の皇統について表現しようとしたと考えられると一、二章で述べた。とすれば、「み湯の上の木群を見れば 臣の木も 生ひ継ぎにけり 鳴く鳥の 声も変はらず」という歌句の背景には「伊予国風土記逸文」の舒明天皇の逸話があると考えてよいのではないだろうか。「万葉集」中の他の歌には見られない「臣の木」が使用されていることも、この考察の一助となるだろう。「伊予国風土記逸文」に残る舒明天皇の逸話、「二つの樹木に稲穂を掛けて斑鳩と比米を養はした」、その時から「生ひ継いでいる臣の木」が繁茂し「鳥の声」も変わらず鳴き続けていることを詠って、この部分で舒明天皇とその皇后が伊予の湯の宮へ行幸したことを回顧していると考えられる。聖武天皇の曾祖父である天武天皇は、舒明天皇とその皇后、後の齐明天皇の皇子である。そして第五回目の齐明天皇による伊予の湯宮への行幸に

は、大海人皇子、後の天武天皇も同行している。赤人が「伊予の温泉の歌」において、このように舒明天皇の故事を詠むことは、すなわち聖武天皇へと継続している皇統を表現することになるのではないかと考える。

「歌思ひ」に関連する可能性のある記述が、「伊与国風土記逸文」に認められる。「後の岡本天皇の御歌」と「息長足日女の命の御歌」という一文であるが、どちらも断片で歌の内容は不明確である。

後の岡本の天皇の御歌【断片】

熟田津に 泊てて見れば

息長足日女の命の御歌（橘の）【断片】

（橘之 嶋尔之居者 河遠 不曝縫之 吾下衣）この歌、伊予の国の風土記が如きは、息長足日女の命の御歌なりとそ）

多くの研究者や注釈書が、この歌の反歌に『万葉集』

卷一・八番歌の左注が関連を持つと解釈しており、本稿でも同様に考えるので、歌と共に掲げてみる。

後岡本宮に天の下治めたまひし天皇の代

天豊財重日足姫天皇、讓位の後、後岡本宮に即きたまふ

額田王の歌

熟田津に 船乗りせむと 月待てば 潮もかなひぬ 今
は漕ぎ出でな (1・八)

右、山上憶良大夫の類聚歌林に檢すに、曰く、「飛鳥岡本宮に天の下治めたまひし天皇の元年己丑、九年丁酉の十二月、己巳の朔の壬午に、天皇・太后、伊予の湯の宮に幸す。後岡本宮に天の下治めたまひし天皇の七年辛酉の春正月、丁酉の朔の壬寅に、御船西つかたに征き、始めて海路に就く。庚戌、御船、伊予の熟田津の石湯の行宮に泊つ。天皇、昔日の猶し存れる物を御覽して、当时に忽ちに感愛の情を起したまふ。所以に因りて歌詠を

裂りて哀傷したまふ」といふ。即ち、この歌は天皇の御製なり。ただし、額田王の歌は、別に四首あり。

「歌思ひ」について、これまで「歌作のための案を練る」と解する考察と、「すでにある歌を思う、あるいは偲ぶ」と解する考察がある。「全集」は三三二番歌の現代語訳を「歌を案じ言葉を練られた」としている。「集成」は、「歌の想を練り詞を案じられた。」「新大系」は「歌を思い、言葉を思案された」と訳している。詳細な考察を加えているのは鈴木崇大氏で、鈴木氏は「日本書紀 斉明紀」の記事を手がかりとして、「稿者は、歌を「思ふ」偲ふ」こととはその歌が保持する出来事を歴史的に回想することと考える。試みに、歌は〈歴史の形見〉である、と言いたい。」と述べている（「歌」を「思」ということ 山部赤人の伊予温泉歌」『上代文学』115 二〇一五年）。鈴木氏が手がかりと言うのは、「斉明紀 皇孫建王の薨去」の記事で、紀温泉湯に行幸された時のものである。「日本書紀 斉明紀」から抜き出してみる。

冬十月の庚戌の朔にして甲子に、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶ほしいでて、槍爾み悲泣びたまひ、乃ち口号して曰く、

山超えて 海渡るとも おもしろき 今城の内は 忘らゆましじ 其の一（一一九）

水門の 潮のくだり 海くだり 後も暗に 置きてか行かむ 其の二（一二〇）

愛しき 吾が若き子を 置きて行かむ

其の三（一二一）

とのたまひ、秦大藏造万里に詔して曰はく、「斯の歌を伝へて、世に忘れしむること勿れ」とのたまふ。

鈴木氏は、斉明天皇が秦万里に「斯の歌を伝へて世に忘れしむること勿れ」と詔したことに注目する。そして「建王を忘れるな」ではなく、「歌を忘れるな」とい

う斉明の意図がどこにあるのかについて考察する。

鈴木氏は、斉明が「歌を忘れるな」と詔したのは、歌がその背後にある出来事、ここでは健王の死という出来事を担うことができ、また忘れられてはならない程の価値があるという発想があるという。つまり、「歌が伝えられて忘れられないということは、その歌の保持する出来事が忘れられずにあるということ、且つその出来事を生きた人間の心も忘れられずにあることなのであらう。」と述べる。

その考察に基づいて、鈴木氏は、「当該歌において赤人は、斉明はその舒明の歌を想起していると詠んでいるのであり、その意味は、斉明が舒明の歌を想起することで夫と共に訪れた過去を想起している、ということなのではないかと考える」という。

『日本書紀』の記述から考えていくと、斉明天皇は伊予の温泉に行幸され、今は亡き夫舒明天皇とともにその地を行幸された時のことを回顧し、「歌思ひ 辞思」わかれた岡に立たれたたであろう。その岡に、赤人は今立っている。すると、「臣の木」は「生ひ継ぎ」「鳴く鳥」の「声

も変はら」ない。そのように考えていくと、赤人は、斉明天皇を通して舒明天皇の歌や辞を想起していた、すなわち鈴木氏のいう歴史的記憶を呼び起こされていたといえるのではないだろうか。

先に述べたように、『万葉集』には「歌」という詞はほとんど登場しない。「伊予の温泉の歌」以外では、16・三七九四「愛しきやし 翁の歌に鬱悒しき」、16・三八八六「わが知ることを 歌人と 吾を召すらめや」、19・四一五〇「朝漕ぎしつづ歌ふ舟人」、だけである。これらの歌から「歌思ひ」の「思ひ」が「作歌すること」か「既存の歌を想う、偲ぶ」ことかを決定することは困難である。『万葉集』の他の歌の中に「歌思ひ 辞思ほしし」という語句を見ることができないため、題詞や左注にこの語句が存在するのか調べてみた。しかし、「歌を作る」、「…の歌」あるいは「…が歌」「和す歌」という「形」であり、「歌思ふ」あるいは「思ふ歌」という語句は他に見出すことはできなかった。『日本書紀』 斉明紀 皇孫健王の薨去 には斉明天皇の歌が記されており、そこに「作歌して曰く」「唄ひたまひて」「口

号して」という記述はあるが、「歌思ふ」という表現は見られない。この結果から考えるならば、「伊予の温泉の歌」の「歌思ひ 辞思ほしし」という歌曲の「思ふ」は従来考えられているような「歌を作る」、「辞を考える、あるいは練る」という意味ではないのではないだろうか。それは鈴木氏が述べるように、既存の歌や辞を想う、偲ぶ、あるいは吟誦するということではないかと考えられる。その結果生じる「歌」と「辞」がどの天皇のものであるか、「歌思ひ」「辞を思ほしし」主体が誰であるのかという疑問点について、見ていくことにしたい。

四

次に「伊予の温泉の歌」に歌われた天皇について考察していくこととする。

「伊予国風土記逸文」に記された五回の行幸のうちの一入、景行天皇について「日本書紀」には、景行天皇が平定のため九州に行幸され、かなりの期間滞在されたことが記されているが、伊予国に行かれたという記載はな

い。また仲哀天皇についても、同様に「日本書紀」には伊予国への行幸は記されていない。「日本書紀」に記載されていないからといって、行幸がなかったということではないが、二人の天皇の御製は「万葉集」には存在せず、「日本書紀」にある御製歌も伊予国とは関連しない。したがって景行・仲哀二人の天皇が、赤人の「伊予の温泉の歌」の直接の詠作対象とは考えにくいのではないだろうか。

「伊予国風土記逸文」にある残り三度の行幸は、聖徳太子、舒明天皇とその皇后、そして斉明天皇と中大兄皇子・大海人皇子のものである。「伊予国風土記逸文」の「湯の岡 伊社迹波の岡」の項には、聖徳太子が「時に湯の岡の側に碑文を立てたまふ。それ、碑文を立てたまひし処を伊社尔波の岡と謂ふ。伊社尔波と名くる由は、当土の諸人等その碑文を見むと欲ひて伊社那比来れり。因りて伊社尔波と謂ふ、本なり。」と書かれている。したがって聖徳太子が「岡に立たして」の主語と考えることもできるが、「伊予の温泉の歌」が作られた当時、この碑文は残っておらず、聖徳太子に関する記述は、あく

までも「伊与国風土記逸文」に伝承として記載されたものであろう。「万葉集」中にある聖德太子の歌は、巻三の四一五番歌一首で伊予の湯の宮とは全く関わりをもないし、「歌思ひ」の主語と考えられるような聖德太子の歌は、「伊与国風土記逸文」にも見当たらない。「辞思ほしし」の「辞」は、太子が「射狭庭の岡」に立てられた碑文の文章を練られたと解する論がある。ただ、「岡に立たして」と「歌思ひ」「辞思ほしし」の主語は同一でなければ、歌の意味が通らないことを広岡氏が指摘しており、また、「辞思ほしし」が「文章を練る」とは考えられないことは前章で述べた。したがって聖德太子を主語とすることには問題があるだろう。次に第四回目の行幸は舒明天皇とその皇后と記載されている。この時の行幸で樵の木と臣の木に集く鶉と比米の二鳥を稲穂を掛けて養わせられた逸話が記されている。また「伊予国風土記逸文」には、後の岡本の天皇の御歌の断片が載せられている。後の岡本の天皇は舒明の皇后であった斉明であるから、主題となった天皇の候補の一人として挙げることができるだろう。五度めの行幸は「後の岡本天皇

と近江の天津の宮に御宇ひし天皇、また浄御原の宮に御宇ひし天皇の三軀」とある。ここで、反歌の「船乗り」の代について考えなければならない。なぜならば、この行幸において額田王の「万葉集」巻一・八番歌が詠まれた可能性が考えられるからである。

「伊与の温泉の歌」の反歌の第三句・第四句「熱田津に 船乗りしけむ」の背景に、この額田王の歌があることは多くの研究者が言及している。編纂と関わる問題であるので詳細に述べることは控えたいが、『万葉集』巻一・八番歌の歌と左注に注意を払う必要があるだろう。第三章と重複するが、再度掲げると

類聚歌林に「飛鳥岡本宮に天の下治めたまひし天皇の元年己丑、九年丁酉の十二月、己巳の朔の壬午に、天皇・大后、伊予の湯の宮に幸す。後岡本宮に天の下治めたまひし天皇の七年正月、丁酉の朔の壬寅に、御船西つかたに征き、始めて海路に就く。庚戌、御船、伊予の熱田津の石湯の行宮に泊つ。天皇、昔日の猶し存れる物を御覧して、当時に忽ちに感愛の情を起こしたまふ。所以に因りて歌詠を製りて哀傷したまふ」といふ

とあり、「日本書紀」の記載と一致している。「伊予国風土記逸文」の後の岡本の天皇の御歌【断片】と額田王の八番歌が同じ歌であるとはいえない。しかし、赤人の立場と宮中での皇室の歌についての認識から考えてみると、赤人がこれらの歌を知っていたと考えるのもよいのではないだろうか。

赤人の反歌では、第五句が「年の知らなく」と否定形で詠まれており、「全集」は「大宮人が 熟田津で船出したという、それはいつ頃のことだろうか」と疑問形で現代語訳しており、「新大系」は「何時の年であったかもう知らない」と現代語訳している。しかし、中西進氏は「講談社文庫 万葉集 全訳注原文付」で、「熟田津に船乗りしたであろう年の、はるかに遠いことよ」と年月の経過を詠嘆的に現代語訳し、「船乗りした年」を赤人は承知していた、と理解しているように思われる。また、清水克彦氏は、次のように述べる。少し長くなるが、引用する。

伊与の湯が、「いでましどころ」としての尊い価値を

附与された時代は、それが古ければ古い程、その価値の永続性や不変性は強固なものとなる道理である。赤人がここで「年の知らなく」と歌ったのは、実際にその年月がわからないからではなく、むしろそう表現する事によって、その価値の永続性や不変性を強化し、その事を通して、「いでましどころ」への讚美を、いっそう強調する為だったのではないだろうか。

〔不変への願い 赤人の叙景表現に就いて〕
【万葉論集】 桜楓社

また、上野美穂子氏は、人麻呂を始発とする永続性・不変性の表現が、赤人作品に見られる不変の時間表現を導く土台を作ったと指摘する。しかし、人麻呂の表現は具体的事象によってなされており、赤人の「伊与の温泉の歌」のように時間経過そのものが詠嘆されているものではないと言いつ、時間経過そのものを詠嘆する点に赤人の新しさを見る。そして「漢詩の場合、過去から現在までの長い時間経過が多様に表現される。」として赤人歌の発想基盤に漢籍が関与している可能性を示唆し、「長

い年月に互る時間経過を眼前の事象の変化によらない抽象的な時間経過において詠嘆し、それが対象の不変性の讚美となつてゐる「年の知らなく」自体のもつ新しさ」(「年の知らなく考」山部赤人至伊与温泉作歌)「上智大学国文学論集」二〇〇〇年)と考察している。本稿では、漢籍が赤人歌にどのような影響を及ぼしたかを問題とはしてゐないので、上野氏の考察に論及することはしないが、赤人の独自性を考えるうえで興味深い論考である。

本稿では、赤人は、巻一・八番の額田王歌はもちろん、その歌が作られた年月や背景にある出来事を意識しながら、「伊与の温泉の歌」を詠んだのではないかと考えてゐる。ただ、「年の知らなく」は清水氏が言う「いでまじどころ」の価値の永続性や不変性の讚美に留まらず、聖武天皇へと引き継がれてきた皇統に対する讚美を強調する意味もあつたのではないかと考える。船乗りした年も分からなくなるほど長い時間、継続してきた天皇の御世であることよと讚美する意味が込められていよう。この点については、鈴木崇大氏が、「伊予は畿外でありな

がら行幸の記憶を持つ土地であつたため、赤人は土地の伝承や風土よりも、王権の伝承―伝承というよりも歴史的记忆―を確認し、強調することがもとめられていた。」とし、さらに「赤人は伊予という土地を王権の歴史的記憶と関連させて過去から未来に渡つて讚美したのだが、そこには聖武朝に於ける皇統意識が強く介在してゐたと覺しい。当代の正当性が畿外の地にあつてすら猶感じられ、また寧ろ畿外にあることで王権の支配が一層感じられる、かかる実感の表出として当該歌は詠まれている。即ち、現在の聖武朝を、斉明を媒介として想起された舒明朝に連なる御代であることを提示し、且つ莊嚴するところが当該歌に於ける赤人の意図であつたと考えられる。」(前出「歌」を「思」ということ 山部赤人の伊与温泉歌)と結論している。

これまで見てきたように、「伊与の温泉の歌」が、赤人の他の歌に使われたことのない「天皇の 神の命の」から詠い始められたことには、大きな意味が込められてゐると考えられる。「伊予国風土記逸文」に記述されてゐる景行天皇からの五度にわたる行幸や、「湯の岡碑文」

を基にした歌の構成は、伊予国を讚美することであろう。同時に、大帯日子の天皇の時代から天皇の力は伊予国にまで及んでいて、湯宮へ何度も行幸されるほどであったと、天皇の御世を讚美することにもなる。

「歌思ひ 辞思ほしし」という語句は「万葉集」中ほかに見られない。「歌」や「辞」を「作る、考える」ということであれば、「歌を詠む、作る」、「辞を練る」などと表現するのではないだろうか。また、この歌が都人の前で披露された可能性は高いと思われ、「詠む、練る」とする方が歌を聞く人々に理解され易いはずである。

このように見ると、「歌思ひ 辞思ほしし」という表現は、「歌を作り、辞を練られた」のではなく、既成の歌や辞を「思ふ、偲ぶ」と解釈できよう。そう考えるならば、「歌思ひ 辞思ほしし」とは岡に立たれた天皇が、「過去に詠まれた歌や出来事を思い起され、偲ばれた」と表現しているとする鈴木氏の考察は正鵠を得たものであろう。したがって、この長歌と反歌の詠作対象となった天皇は、舒明天皇と共に伊予の湯宮を行幸した当時を回顧する斉明天皇であると考えられる。長歌にあ

る「臣の木」と「鳥の声」は、舒明と斉明が伊予の湯宮を行幸された時のことを想起するものであり、巻一・八番歌の左注にある「類聚歌林」の内容とも一致する。また、反歌にうたわれた「熟田津に船乗りしけむ年」の行幸は、後の天武天皇も同行していた斉明天皇七年のものと考ええてよいだろう。赤人は、臣の木は生い継ぎ、鳥の声も當時と変わらないと伊予国の繁栄を讚美すると共に、射狭庭の岡に立つ往時の斉明天皇の姿を偲び、聖武天皇へと続く皇統を讚美するのである。もちろん斉明天皇の姿には、聖徳太子や舒明、天武天皇などの姿も重ねられていたはずで、継続し、栄える皇統の象徴として詠まれたのが斉明天皇であったのではないかと考える。舒明、斉明、天武から聖武天皇へと継続する皇統を讚美することが、聖武朝の「宮廷歌人」赤人に求められる第一義であった。

おわりに

「山部宿禰赤人が伊予の温泉に至りて作る歌」は、「こごしかも 伊予の高嶺の射狭庭の岡」という地理的表現

のもつ問題がしばしば議論され、また『万葉集』中この歌のみに使用されている「歌思ひ 辞思ほしし」という語句が歌の解釈を難しくしている。さらに、「天皇の神の命の 敷きいます」という語句は、君ほめの表現をもつ赤人の長歌中この歌のみに使用されたものである。解釈上問題の多いこの歌の詠まれた基底には、和銅六年の官命によって「風土記」の編纂が求められたという時代背景もあると考えられる。本稿では、「伊予の温泉の歌」に使用された表現を検討してきたが、「宮廷歌人」赤人が「伊予国風土記」を目にした可能性も否定はできないと考える。¹⁰坂本氏の「『伊予の温泉の歌』は官人たちの前で披露された」とする考察は首肯できるものであり、歌の中の地理的表現は、聴衆に伊予国の姿が想像しやすいように表現されたものと考えられる。また、「天皇の 神の命の 敷きいます」という、赤人の長歌の中でこの歌のみに使用された歌句は、代々継続する皇統を表すものである。他の長歌では「やすみしし わじ大君」という語句で聖武天皇を讃美するのに対し、「伊予の温泉の歌」では継続する皇統を歌っている赤人の作歌意図

は何処にあるのかを検討した。この問題を解く鍵が「歌思ひ 辞思ほしし」という語句にあるのではないかという鈴木崇大氏の指摘は重要であると考えた。「歌を思ふ」あるいは「辞思ふ」という語句は、『万葉集』の他の歌には用いられておらず、歌の題詞や左注についても検討し、「伊予の温泉の歌」の「思ふ」は「作歌する」、「文章を練る、考える」ということとは異なるという結論に至った。本稿では、この「歌思ひ 辞思ほしし」は、斉明天皇が夫君舒明天皇と湯の宮を行幸した時の歌や出来事を偲び、回想したことを詠ったものではないかと考える。斉明天皇の七年に湯の宮へ行幸した時、斉明に従っていた人々の中に聖武の敬慕する曾祖父の天武天皇もいたはずである。「伊予の温泉の歌」は伊予国を讃美するとともに、聖武天皇へと継続する皇統を讃美するものであったと考える。「伊予の温泉の歌」の詠まれた場や事情は明らかではないものの、公的な場、あるいは宴席などで披露されたことは間違いないであろう。「伊予の温泉の歌」は、聖武朝の「宮廷歌人」赤人が、聖武とその周囲の官人たちの求めに応え、「伊予国」を讃美するこ

とを通して皇統を讚美するため詠んだ歌であると考え
る。

本稿に表記した「万葉集」の歌は、全て小学館『新編
日本古典文学全集 万葉集』、「風土記」は「新編日本古
典文学全集 風土記」、「日本書紀」は「新編日本古典文
学全集 日本書紀」を用いた。

注

1 赤人の作歌年代がはっきり解る作品は少ないが、最も
早いものは神亀元年冬の「紀伊国行幸従駕歌」であり、
最後の作品は、天平八年夏の吉野行幸時に詠んだ「応召
歌」である。

『新編日本文学全集 万葉集』の人名一覧「山部赤人」
の解説

生没年不詳。宮廷歌人として聖武天皇の行幸に供奉し、
また旅にあつて優れた叙景歌を残した。

2 例えば巻六・九二〇の笠朝臣金村歌の題詞に「神亀二
年乙丑夏五月、幸于芳野離宮時」とあるが、『続日本紀』
にこの行幸のことは見えない。

3 聖徳太子碑文 「伊予国風土記逸文」

惟ふに夫、日月は上に照りて私せず。神しき井は下に
出でて給はずといふことなし。万機は所以に妙しく応
ひ 百姓も所以に潜く扇けり。乃ち照と給とに偏も私
もなきが若く、何そ寿国に異らむ。華の台の随に開き
ては合ぢ、神しき井に沐して疹を瘳す。詎そ落る花の
池に舛きて化羽かむ。窺ひて山岳の巖嶂を望み、反に
乎子が能く往を冀ふ。椿樹は相靡り而ち穹窿となり、
実に五百の張れる蓋を想ふ。朝に臨みては啼く鳥而ち
戯れ啼り、何そ暁の乱る音も耳に聒しき。丹き花巻
ける葉は而ち映き照り、玉の菓弥る葩は以ちて井に垂
れたり。その下に経過れば、以ちて優る遊びにある可
く、豈洪灌霄庭の意を悟らむ歟。才拙く実に七歩に慚
づ。後の君子、幸くはな嶺咲ひそ。

4 第一段の句切れは論者によって諸説あり、「富士の高
嶺を」までを第一段とする説もある。

この点については「赤人の望富士山歌」の章で考える。
5 九一七番歌の左注から作歌年代および事情は信用できないとする説もあるが、本稿は作歌年代について論じるものではないので、題詞に従う。

6 「伊予国風土記逸文」は小学館『新編日本古典文学全集 風土記』から引用した。

7 『時代別国語大辞典 上代編』では、「おほきみ」「大君・大王」と「すめろき」「天皇・皇祖」について、「おほきみ」

① 天皇以下の皇族に、男女にかかわらずなく用いる尊称。

② a 天皇 b 皇子。王。」とし、「考」万葉で「大皇・

大皇・皇・大君」などの字はすべて天皇を指す場合に用いられ、皇子・王・女王を指したものはない。一方

「大王・王」の字は、いずれの場合にも用いられている。」と解説している。一方「すめろき」「天皇・皇祖」

については「天皇。現在の天皇をオホキミというのに対して、主として、皇祖の天皇をいい、または未来を

も含めて広く、継ぎ来たり継ぎ行く皇統そのものをいう。」とする。

8 注3に同じ

9 広岡義孝「伊予の温泉の歌」「セミナー」万葉の歌人と「作品第七巻」和泉書院 二〇〇一年

広岡氏によると「岡に立たして」の主語と考えられる天皇にはAの六説がある。また、「歌思ひ」の主語と考えられる天皇についてはBの七説、そして「辞思ほしし」についてはCの六説に分かれる。①⑤は広岡氏が「伊予国風土記逸文」の行幸に付した番号である。

A 「岡に立たして」の主語…聖徳③

聖徳③と舒明④

舒明④

斉明④⑤

上古の代々の天皇

作者

B 「歌思ひ」の主語……………聖徳③

聖徳③と舒明④

斉明④⑤

舒明④

舒明④と斉明④

上古の代々の天皇

不明

C 「辞思ほしし」の主語……聖徳③

聖徳③と舒明④

齊明④⑤

舒明④

舒明④と齊明④

上古の代々の天皇

D 長歌の詠作対象……舒明④

齊明天皇④⑤

舒明④と齊明④

聖徳③と齊明④⑤

聖徳③と舒明④

聖徳③・舒明④・

齊明④⑤(代々の天皇)

上古の代々の天皇

E 反歌の船乗の代について……上代の全て(①)⑤

舒明④

齊明⑤

上古の代々の天皇

10坂本氏は「伊予国風土記」や『万葉集』の左注などを総合的に判断して、「長歌においては、聖徳太子の故事と舒明の故事、反歌は齊明の故事を踏まえたものといわねばなるまい。実はそれこそが赤人の表現意図であったのではないか。」(「伊予の高嶺の射狭庭の岡―山部赤人の伊予温泉の歌」『美夫君志』第四七号 一九九三年)と述べている。